

第28回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年10月24日（金曜日）午後2時から午後3時まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）

会長 神谷昌明

農業委員 永坂邦男 山中力四郎 市古昭子

原田孝司 黒田実 長谷部実

藤浦利吉 近藤正孝 金子さか江

三島孝二

農地利用最適化推進委員

石川清勝 永井是充 新美康弘

金原節子 加藤浩孝 下島良一

杉浦孝明 磯貝孝弘

4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員1名）

藤間弘之

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2 (1) 議案について (28件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件 1件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について 26件

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件 1件

(2) 報告事項について (14件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 12件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 1件

6. 事務局・説明員

次長 亀島弘樹 係長 松井佑未子 主事 片山大輔

主事 石川修平

7. 議事とその結果

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第28回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。13番委員から欠席の届け出がありました。よって農業委員11名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本会議は成立していますことをご報告いたします。</p> <p>それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会議規則第6条第1項及び農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、神谷昌明会長にお願いします。</p>
会長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
議場	(「異議無し」の声)
会長	それでは、10番委員、11番委員にお願いします。
会長	次に、日程第2の議事に入ります。
事務局	<p>議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。</p> <p>受付番号1528番</p> <p>○○町○丁目○○番 田 1, 863m²、同じく○○番 田 901m² 合計2筆 2, 764m²につきまして、</p> <p>□□町□丁目□□番地 □□□□さん から △△町△丁目△△番地 △△△△さん へ 所有権移転の許可申請です。</p> <p>申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。</p> <p>対価は、○○円、坪単価は約○○円です。</p> <p>農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、</p> <p>第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が59, 160m²、畑が9, 863m²の計69, 023m²、借入地は田が31, 411m²、畑が500m²です。経営地は合計100, 934m²です。貸付地は田が3, 850m²です。</p> <p>農作業に従事する者は、農作業歴50年の△△さんと、40年の妻、20年の子の計3名です。</p> <p>通作距離は、車で5分となっております。</p> <p>第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんが180日、妻が70日、子が80日です。</p> <p>第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していくことで支障はありません、とのことです。</p>

	以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。
会長	10月7日に、西端地区の神谷会長と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は、26ページにあります。
会長	ありがとうございました。
会長	只今の説明に関連して、私が事務局と共に現場確認を実施しましたので現地調査の結果を報告します。対象地については現在5番委員が利用権を設定し、耕作されている箇所になっております。その為、しっかりと営農されており、荒れてもいいないので問題ないと思われます。
会長	それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
議場	議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。 (「異議無し」の声)
会長	異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
会長	次に議案第2号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。 事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2ページをお開きください。
事務局	議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。
事務局	中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。
事務局	案件は全て貸借権設定で、合計件数26件、合計面積76,937.24m ² です。内訳は、田63,198m ² 、畑13,739.24m ² です。
事務局	この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。
会長	ありがとうございました。
会長	全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
2番委員	2番委員の案件を先決します。 (退席)
会長	2番委員の案件は、受付番号1533番です。
会長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。
会長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
会長	2番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場	(「異議無し」の声)
会長	異議もございませんので、2番委員関連の受付番号1533番は、原案のとおり決定しました。

2番委員	(自席に戻る)
会長	続きまして5番委員の案件を先決します。
5番委員	(退席)
会長	5番委員の案件は、受付番号1530番、1531番、1546番、1547番、1549番、1550番、1552番、1553番、1554番、1556番です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。
会長	5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場	(「異議無し」の声)
会長	異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1530番始め10件は、原案のとおり決定しました。
5番委員	(自席に戻る)
会長	続きまして8番委員の案件を先決します。
8番委員	(退席)
会長	8番委員の案件は、受付番号1539番、1542番です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。
会長	8番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場	(「異議無し」の声)
会長	異議もございませんので、8番委員関連の受付番号1539番始め2件は、原案のとおり決定しました。
8番委員	(自席に戻る)
会長	続きまして19番委員の関連議案を先決します。
19番委員	(退席)
会長	19番委員の案件は、受付番号1545番、1548番、1551番、1555番です。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。
会長	19番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場	(「異議無し」の声)
会長	異議もございませんので、19番委員関連の受付番号1545番始め4件は、原案のとおり決定しました。
19番委員	(自席に戻る)
会長	それでは、先決17件を除く9件について、質疑に入ります。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。
会長	議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、議案第3号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	17ページをお開きください。
	議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。
	受付番号1557番
	申出人は、○○町○丁目○番地、○○○○さん。
	申出生産緑地は□□町□丁目□番、畳、185m ² 、□番、畳、720m ² 、□番、畳、621m ² の合計1,526m ² です。
	申出事由の生じた者は、○○町○丁目○番地、○○○○さんです。
	申出事由が生じた日は、令和6年12月13日、理由は死亡です。
	申出人との続柄は、夫です。
	申述書によりますと、死亡する以前は、年間150日農業に従事していたとのことです。
	令和7年10月8日に4番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
	地図は27ページにあります。
会 長	ありがとうございました。
	只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をします。4番委員お願いします。
4番委員	きれいに土が起こされており、近隣にも迷惑がかかっていない状態です。
会 長	ありがとうございました。
13番委員	次に13番委員お願いします。
会 長	4番委員と同意見です。
	ありがとうございました。
	それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等はありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
会 長	引き続きまして、報告事項に入ります。
	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 12件
	報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 1件
	合計14件を一括報告してください。
事務局	(報告)
会 長	ありがとうございました。
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会長 それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

会長 続きまして、碧南市農業委員会會議規則第11条の規定で、委員は動議を提出で
きるとあります。その他として、動議はございませんか。

会長 無いようですので以上をもちまして、第28回碧南市農業委員会を閉会としま
す。

～午後3時閉会～